

原則主義会計基準に関する SEC 報告書への FASB の対応

石川 雅之

1 はじめに

今日、各国が抱える会計制度に関する課題の一つは、国際会計基準と国内会計基準とをどのように統合するかということである。日本でもこの問題は2005年問題として、各方面の関心を集めている。米国でも自国基準と国際会計基準との統合は会計関係者にとって大きな関心事となっているが、米国の会計基準設定機関である FASB にとっては、原則主義会計基準への移行ということも課題の一つとなっている。

原則主義会計基準への移行は、エンロンの破綻を契機とする米国における一連の会計スキャンダルの結果をうけて制定された「2002年企業改革法」(Sarbanes-Oxley Act of 2002) が大きく関わっている。周知のとおり、米国では、エネルギー商社大手のエンロン社の破綻と大手通信会社ワールドコムに相次ぐ倒産によって、多くの企業で不適切な会計処理が行われているのではないかという疑念が生じ、会計スキャンダルあるいは会計不信といわれる事態に発展した。そして、この事件により、米国の会計のあり方が問われることとなり、それまでの米国の会計のあり方を見直す必要性がさげばれ、その一環として原則主義会計基準への移行が提起されたわけである。

「2002年企業改革法」は、公開会社の企業会計を監督する組織の設立を主目的とするその第1章「公開会社会計監視審議会」(Title I-Public Company Accounting Oversight Board) のセクション108で会計基準に言及しており、SEC が規則主義から原則主義への転換可能性について研究し2003年7月25日までに報告すべきことを規定していた。

これを受け SEC は、2003年7月に研究成果⁽¹⁾を議会に提出した。しかし、この研究報告書の提出以降、1年近くの間、SEC にも FASB にも目立った動きはなかった。そして、原則主義会計基準への移行に対する人びとの関心が薄れ始めた2004年7月になって、FASB は「原則主義会計システムの採用に関する SEC 研究報告書への回答」(Response to SEC Study on the Adoption of a Principles-Based Accounting System) と題する報告書を公表した⁽²⁾。「2002年企業改革法」成立から2年のことである。

この時期に FASB が公表した報告書であるという点で、この回答は注目に値するものである。しかし、結論から言ってしまうと、この回答は特に目新しい提案や、原則主義会計基準採用のための何らかの具体的な方法が提案されているわけではない。では、この回答が公表されたことないしこの回答自体をどのように意味づけ、評価すべきなのだろうか。本小稿では、SEC と FASB が考える原則主義会計基準がいかなるものであるのかを検討するとともに、FASB の回答自体をどのように意味づけ、評価すべきかという点について検討する。

2 SEC が議会に提出した研究報告書の概要

まず、2003年7月にSECが議会に提出した原則主義会計システムの採用に関する研究報告書の概要をみることにしよう⁽³⁾。SECの研究報告書では、会計基準には①規則主義によるもの②原則主義によるもの③原則を示しただけのもの、がありうるとしている。そして、規則主義によるものは多数の例外や範囲除外などがあるものとし、原則主義はそれらを排したものである。そのため解し方によっては原則主義は画一的な基準ということにもなるが、その一方で原則主義は経営者および監査人の専門的判断を必要とする、ともしている。

SECの見解によれば、米国のGAAPも国際会計基準も理想的な原則主義基準ではない。理想的な原則主義基準は適度な抽象さと詳細さを持ちあわすものであり、それは原則主義と規則主義の中間をいくような基準設定であり、SECはそれを「目的指向型」原則主義と名づけ、「目的指向型」原則主義の採用を勧告したのである。

「目的指向型」原則主義による会計基準設定は次のような特徴をもつものとされる。整合性をもった概念フレームワークを基礎としていること、会計目的が明確化されていること、整合性を有する基礎に基づいて機能し、摘要可能な十分な詳細さと構造を持つこと、例外を極力少なくすること、基準の趣旨に背いていても形式的な準拠を可能にするような数値基準を排すこと。

SEC研究スタッフの見解によれば、米国のGAAPは世界的に見ても最も優れたものであるが、詳細さ、概念フレームワークとの整合性の程度、会計目的への依存度などの点で大きなばらつきが見られる。原則主義・規則主義に言及するにはその定義があいまいであり、したがって、米国のGAAPを例に原則主義・規則主義に言及しても、さまざまな解釈が可能である。

そこで、米国で原則主義による会計基準設定を採用するには、まず、望ましい原則主義を明確にすることから始めなければならない。米国のGAAPも国際会計基準も理想的な原則主義基準ではない。理想的な原則主義基準は適度な抽象さと詳細さを持ちあわすものであり、それは原則主義と規則主義の中間をいくような基準設定である。それをSEC研究スタッフは「目的指向型」原則主義と名づけ、採用を勧告しているのである。

「目的指向型」原則主義の採用を勧告するにあたってSEC研究スタッフは、まず、原則主義・規則主義の極端な場合のデメリットをあげる。極端に考えるならば、規則主義による基準はともすると会計目的に反するようなロードマップとなる可能性をもっている。規則主義による基準は内部に矛盾があったり、例外や数値基準を伴ったりすることもあり、取引の経済的実質を忠実に表示するものとはいえない財務報告をもたらすことにもなりかねない。規則主義のシステムでは財務報告はコミュニケーション行為ではなくルールに準拠することでしかなくなってしまふかもしれない。さらに、多くの例外規定があることは基準内部の矛盾をもたらすため、無数の例外の範囲を見極める判断が要求されることにもなりかねない。

逆に極端な原則主義は、指針が不十分で会計基準の信頼に足る機能は期待できない。極端な原則主義は、財務諸表の作成者や監査人により特殊な取引に対する基準摘要の判断を求められることになるが、それらはあまりに広く曖昧な原則の解釈とならざるをえない。その結果、財務報告を行った企業内での比較可能性すら損なわれることにもなりかねない。また、会計基準適用

の判断を財務諸表の作成者や監査人に全面的に任せてしまうと、以前の処理との食い違いも生ずるかもしれない。そうなると、訴訟に発展することもある。

これら両極に対して目的指向型基準は、経営者に取引の経済的実質を財務報告に盛り込む責任を明確に与え、監査人に経営者がその責任を果たしているかどうかの判断を委ねるものであり、原則主義、規則主義のどちらによるよりも、財務報告を基準の目的に適用のものとする大きな責任を経営者と監査人の責任に求めるものである。目的指向型のシステムが適切に構築されれば、原則主義によるよりも、また規則主義によるよりも判断を必要としないですむ。

先にふれたが、目的指向型原則主義による会計基準は、財務報告の概念フレームを基盤として、明確な会計目的のもとに、財務諸表の作成者と監査人が具体的な取引に適用する上で適度に詳細な指針を与えるとともに、極力例外や数値基準を排したものである。

このアプローチにとって基本的なことは、会計基準が一群の取引のための目的と会計モデルを明確に確立するものであるとともに、一方では、基準が機能するように十分に詳細なフレームワークを経営者と監査人に提供することである。

この研究でスタッフは次のように締めくくっている。目的指向のアプローチは、投資者にとってより有益で情報に富んだ財務報告に最終的に帰着しなければならず、また、経営者と監査人に、財務報告が会計基準の目的に従うことを保証する責任をもたせるものとなろう。

結論として、SEC は FASB が、過渡的なまたは漸進的な方法で目的指向の基準設定に移行し続けることを期待するとし、そのさい、米国において目的指向のアプローチによる基準設定を機能させるには、長期にわたって (1) 新たに作られる会計基準の会計目的を明確にし、範囲除外、数値基準、過度な詳細さを持たぬようにすること、(2) 概念フレームワークの不備な点を改善し整合性を有するものとする、(3) 新たな会計基準を作るに際して、概念フレームワークを基盤とすること、(4) より原則に基づいたカレントな基準に取り組むこと、(5) GAAP ヒエラルキーを再定義すること、(6) 米国の会計基準を外国や国際的な会計基準に収斂させるよう努力し続けること、という重要なステップを経ることが必要であるとした。

そして FASB に対して次のように勧告したのである。

1. FASB は、目的指向型会計基準を設定すべきである。
2. FASB は、概念上のフレームワークの欠点に対処しなければならない。
3. FASB だけが、権威のあるガイダンスを示す唯一の組織でなければならない。
4. FASB は会計基準の国際的統合に向けた努力を続けなければならない。
5. FASB は GAAP の階層関係を再構築しなければならない。
6. FASB は、権威ある関係資料へのアクセスを容易にしなければならない。
7. FASB は、FASB がこれまで公表してきた文献を広範に調査し、より細則主義的な会計基準を認識するとともにそれらを変えるための移行計画を採用しなければならない。

3 FASB 「回答」の概要

FASB は回答の公表に際して、次のように述べている。SEC 研究報告書で展開された会計基

準設定の「目的指向」アプローチは、FASB の提案で記述されている原則主義アプローチと類似したものである。FASB は先に提案した報告書に寄せられたコメントを検討した結果、FASB は概念フレームワークが改善される必要があるという結論に達した。それは、首尾一貫した完全な概念フレームワークは概念フレームワークに基づく基本的原則を重視する会計基準設定アプローチにとって極めて重要だからである。

FASB「回答」では、先に SEC の研究報告書で提起された7つの課題ごとに言及した形になっている。そこで、この7つの課題ごとに FASB の回答をみていくことにしよう。

① 目的指向型会計基準

SEC によれば目的指向型会計基準がそなえるべき特徴として、概念フレームワークを基礎としていること、個々の会計基準の目的が明確にされていること、適度な詳細さをもつこと、極力例外をなくすこと、数値基準を排すことがあげられているが、FASB は SEC が提案する目的指向型会計基準は2002年に FASB が公表した提案書で述べられている原則主義アプローチと類似しているとする。つまり、FASB は SEC が考えているものも FASB が考えているものも基本的に同じであるということを最初に表明しているのである。

FASB は寄せられたコメントを検討し、概念フレームワークが改善される必要があるという結論に達している。というのも、概念フレームワークに基づく基本的原則を重視する会計基準設定アプローチにとって首尾一貫した完全な概念フレームワークは極めて重要だからである。そして、会計基準の構成と内容、実務指針、範囲除外、経営者や監査人の態度の変化、資産・負債アプローチなど、研究書が言及している目的指向アプローチのいくつかの特徴について検討し、コメントしている。

まず、会計基準の構成と内容についてであるが、FASB は会計基準の構成と内容を改善すべきとする SEC の提案に同意する。FASB はこれまでの基準も基礎概念や原理に基づいて設定してきたとしながらも、ある会計事象について、会計目的を明確にし、その基本的な考え方を明示するとともに、それらがどのように概念フレームワークと係わるのか、そしてそれらがどのような合理性をもつのかについてもっとよく説明することを通じて会計基準を改善する余地がまだあると認めている。

次に実務指針についてであるが、会計基準の設定において原則的な考え方をより重視する方法は、解釈指針や実務指針を不要とするのではない。会計基準が同質的に適用されるためには実務指針が必要である。ただし、特殊な例に適用される指針ではなく、より広範に適用できるものでなくてはならない。また、ある会計基準が誤解ないし誤用されることがあるならば、FASB は解釈指針を提供する責任がある。

範囲除外については次のように述べている。SEC の研究書はこれまでの会計基準が複雑さを増している要因として「範囲除外」の存在を指摘している。FASB も除外はできるだけないほうが好ましいとの考えに立っている。同じような取引や会計事象が同じように取り扱われることによって、比較可能性が保たれるし、範囲除外があるために不必要に複雑になったり詳細な説明が要するようなことにならなくてすむことになる。

経営者や監査人の対応についても述べている。会計基準の適用にあたっては、財務諸表作成者も監査人も会計基準の目的に沿って取引や会計事象の経済的実質を捉えなければならないのだが、詳細な規則や範囲除外などがあることは、経済的実質よりも形式を優先させ、結果として会計基準の目的を達成するうえでの阻害要因となっている。財務諸表作成者も監査人も会計基準の目的に沿うように専門家としての判断を行使しなければならないが、そうした判断を行いたがらない傾向がある。目的指向型会計基準に移行するためにはこのような経営者や監査人の態度を変えていかなければならない。

資産・負債アプローチについても言及している。SEC の研究書は目的指向型会計基準に移行するためには、費用・収益アプローチは不適切であるとするが、FASB もこれに同意し、資産・負債アプローチを重視する。

② 概念フレームワークの欠点への対応

FASB は会計基準の設定にさいしてこれまでも概念フレームワークを基礎としてきたが、SEC 研究報告書は、目的指向型会計基準に移行するためには、概念フレームワークを改善すべきであるとしている。そして、(1) 関連性、信頼性および比較可能性の間の調整をどのようにするのか、より明確にすること、(2) 概念書 5 に見られる収益獲得過程の解釈と概念書 6 に見られる財務諸表の各項目の定義との不整合を取り除くこと、(3) いくつかありうる測定属性のうちどれを選択するのかについての基礎的な考え方を確立すること、という 3 点を指摘していたが、FASB も基本的に概念フレームワーク改善の必要性を認めており、すでにこれらの問題に取り組んでいる。

③ 唯一の会計基準設定機関

SEC 研究報告書は、目的指向型会計基準制度の下では会計基準設定機関が複数存在してはならず、会計基準設定機関は FASB のみであるということを明確にしなければならないとしている。というのも、これまで会計基準の適用指針や解釈指針がさまざまな組織から出されていたため、会計基準設定機関が複数存在するような状況があったからである。FASB はすでに AICPA と協議し、これまで AICPA の会計基準常務委員会が公表してきた会計基準の適用指針である見解表明書の設定に FASB が直接関与することにしていく。また、緊急問題専門部会の合意事項についても FASB 自身が目を通してから有効にすることにしていく。こうしたことにより、米国における会計基準設定機関は唯一 FASB だけであるようにしている。

④ 会計基準の国際的統合

会計基準の国際的統合については FASB はすでに IASB と協同して国際的に通用する高度な会計基準の設定についての作業を行っている。

⑤ GAAP の階層関係の再構築

SEC 研究報告書は、複雑化している GAAP の階層関係の見直しを求めているが、FASB は概念フレームワークをより重視し、さまざまなレベルにわたる GAAP の階層を単純化すべきとする SEC 研究報告書に同意し、PCAOB や AICPA と GAAP の階層関係見直しのための会合を行っている。将来的に多岐にわたる GAAP の階層を FASB の資料に統合し、権威あるものとそうで

ないものに分けるつもりである。

⑥ 関係資料へのアクセスの容易化

SEC 研究報告書が指摘しているように、単一のデータベースではすべての権威ある解釈指針にアクセスできないのが実際である。しかし、「2002年企業改革法」では最終的には FASB のすべての書類が無料で利用しうることが必要であるとされているし、FASB も関係書類の包括的なデータベースの必要性を認めている。そこで、FASB はこれまで有料であった基準書をウェブサイトから無料でダウンロードできるようにするとともに、カレントテキストに関連する資料をつけたり、新旧対象の形でオリジナル・プロナウンスメントを発行するなどの対策をとることとした。

⑦ 関係資料の包括的再検討

原則主義を念頭に現在の会計基準を全面的に見直す必要があるが、最終的には IASB との技術的なテーマの長期的なすりあわせ作業を行うことになる。細則主義会計基準の認識とそれらを目的指向型の会計基準に転換していくことはべつべつの作業として行うものではない。ただ、既存の細則主義の規則が機能している領域ではなく、指針がまったくないか、あっても機能していない領域にこそ注意が必要である。

FASB はこの回答の最後を FASB としては SEC との意見交換により、米国の財務報告システムを世界最良のものとし、もってこのシステムに対する投資家の信頼を高めるという目標に向かうことを願っている、という言葉で閉めているが、要するにこの回答は、SEC の研究報告書で提案された事項に対して、この 1 年間でこれだけの活動を行ってきましたという活動報告ないしこれからこう対応したいという予定について述べたものにすぎないといってよいであろう。SEC の研究報告書が与えた 7 つの課題のそれぞれについて対応を見せてはいるものの、では具体的にこれから FASB の会計基準がどのように変わるかということはまったく見えてこないの

4 原則主義移行の意義

SEC 研究報告書も FASB の回答も、結局のところ、次に進むべき具体的な道を提示していない。唯一の提案らしきものは概念フレームワークの見直しにすぎない。では、そもそも原則主義への移行がなぜ必要とされているのであろうか。

原則主義会計基準への移行は、エンロンの破綻を契機とする米国における一連の会計スキャンダルの結果をうけて制定された「2002年企業改革法」が大きく関わっている。周知のとおり、米国では、エネルギー商社大手のエンロン社の破綻と大手通信会社ワールドコムとの相次ぐ倒産、さらに同時期に他のいくつかの企業の不適切な会計処理の実態が明らかになったことにより、多くの企業で不適切な会計処理が行われているのではないかという疑念が生じ、会計スキャンダルあるいは会計不信といわれる事態に発展した。そして、これらの事実により、米国の会計のあり方が問われることとなり、それまでの米国の会計のあり方についての見直しの一環として原則主義会計基準への移行が提起されたわけである。しかし、会計スキャンダルとか会計不

信といわれる事態に対して何らかの対応が必要であったことは間違いないとしても、ではなぜそこで原則主義移行が提案されなければならなかったのであろうか。

規則主義から原則主義への転換可能性の模索が「2002年企業改革法」に盛り込まれたのは、規則主義による米国の会計基準が少なからず会計スキャンダルに影響を及ぼしていると考えられたからであると思われる。とくに、エンロンの破綻では「会計基準を悪用した特別目的会社の連結はずし」が批判の矛先となり、規則主義による会計基準のいわばグレーゾーンが不正な会計を誘発している、という認識が広まった。

エンロン破綻の直接的な要因は、特別目的会社との間で行ったデリバティブ取引の失敗により巨額の損失を計上したためであって、会計基準の不備がエンロンの破綻を招いたわけではない。ただ、エンロンの破綻後、その会計処理に問題があることが明らかになったにすぎないのである。具体的には、多くの特別目的会社にエンロン株式が出資されていたため、株価下落により特別目的会社は信用能力不足に陥ったが、エンロンはそれら特別目的会社を独立の第三者による SPE 総資産の3%以上の出資を仮装することにより連結対象外として会計処理していたのである。こうした処理が規則主義の弊害として非難されるとともに、線引き基準により例外の設けられている会計基準や形式的な準拠性を求める会計基準が不正な会計を誘発する一因であるとされたわけである。これらが後に「会計基準の悪用」としてマスコミ等の批判の対象となったわけである。

ただし、エンロン破綻後に出された内部報告書⁽⁴⁾で明らかにされたことであるが、エンロンはいくつもの特別目的会社 (SPE) を使って簿外取引を行い、損失隠しを行っていたが、それらは GAAP に違反するものであったという。つまり、エンロンの場合、実際にはそれら特別目的会社は非連結とされるための要件を満たしてはいなかったのである。したがって、エンロンの場合は本来連結対象外とならない特別目的会社の連結はずしであったから、「会計基準の悪用」ではなく「会計基準違反」であった。会計不信を生んだその他の事例においても会計基準に違反する会計処理が行われていたことが明らかとなった。したがって、会計不信を生んだのは会計基準が問題だったのではなく、会計基準に違反している多くの会社があったことが本当の問題だったのである。ただし、多くの事例において、会計士は会計基準違反を見抜けなかったのであるから、「会計制度」自体に対する不信が起こっても、それはいたしかたないことではあるし、何らかの対応策が必要であつたらう。

もっとも、会計基準にまったく問題がなかったともいい切れない。「連結はずし」は恣意的な会計操作の代表的な方法の一つとしてかぞえられてきているにもかかわらず、一定の要件があるとはいえ、特別目的会社を連結対象外とすることを会計基準が認めていたのであるから、確かに会計基準にも問題はあったというべきかもしれない。

さらに、エンロンでは経営陣に多額のストック・オプションが付与されていたが、それらが費用計上されず、投資家に開示されていなかった点も会計基準の問題とされたし、会計基準が SPE 取引やデリバティブ取引等の複雑な取引に対応できていないことも問題として指摘された。特にストック・オプション費用の非計上を認めている会計基準は粉飾を合法化するもので

あるかのような論調すら見うけられたほどであった。

こうしたことから、米国の会計基準、すなわち実施指針や運用細則などの細かな規定により摘要除外の設けられているような基準が、とくに形式的な準拠性を悪用されうるという点から批判を受け、原則主義の検討につながったのではないかと考えられる。

とはいえ、これらのことは、原則主義へ移行すべしとするほどの理由になるとは思えない。監査の強化で済む話なのではないだろうか。つまり、会計スキャンダルとか会計不信といわれる事態に対して何らかの対応が必要であったことは間違いなしとして、ではなぜそこで原則主義移行が提案されなければならなかったのかという問いに対して、エンロンをはじめとする多くの会社が不正な経理を行ったから、という答えでは十分ではない。というより、答えになっていないというべきであろう。

ただし、細則主義といわれるような従来の会計基準に対する批判ないし見直しを求めるような材料がなかったわけではない。SECの主任会計官であるRobert K. Herdmanはエンロン破綻を契機とする会計不信問題を検討するために開かれた2月14日の上院の委員会証言で、現在の会計基準設定過程が面倒でなかなか前進しないこと、FASBの指針の多くが規則主義に基づくものであり、規則の趣旨にそったものであるかの形式的な判断に傾倒して透明性を阻害していること、およびFASBの指針の多くが複雑すぎることを指摘していたのである⁽⁵⁾。

この証言の中で、Herdmanは原則主義による会計基準(Principle-Based Accounting Standards)ということばも規則主義による会計基準(Rule-based accounting standards)ということばも用いている。そして、これまでの米国における会計基準の設定方法を規則主義と捉え、この方法の問題点を指摘するとともに、規則主義に対峙するものとして原則主義をあげているのである⁽⁶⁾。また、1ヶ月後に行われた上院の委員会で、SECのHarvey L. PittもFASBのあまりにも複雑すぎる規則主義の会計基準が、もっと包括的な原則主義による基準に代わるようにしなければならない、ということが必要な会計の改善策として提言している⁽⁷⁾。もしかすると、このあたりが規則主義批判もしくは原則主義の検討をもたらすこととなったきっかけかもしれない。

また、2002年の早い段階でFASBは詳細すぎる会計基準を見直すことの必要性を認識していた。2002年の始めにFASBが公表した当面の課題の一つに「会計基準の簡素化」があげられていた。そこでは複雑な会計基準を簡素にし、可能な限り例外規定を削減することが可能かどうかを見極めることを課題とすることが謳われていたのである。ただし、そこでは原則主義ということばは使われてはいなかった。「会計基準の簡素化」を考えるプロジェクトでは「あまり詳細でない (less-detailed)」基準とっていた⁽⁸⁾。

そもそも、原則主義による会計基準への移行可能性についての検討は、「2002年企業改革法」の第1章で指示されたものである。この第1章の元となった「企業会計信頼回復法案」でも会計原則についてふれられていたものの、「2002年企業改革法」のように規則主義から原則主義への転換可能性の模索は謳われてはいない。「2002年企業改革法」案でこの規定が盛り込まれたのは、特定の項目の取り扱いについて詳細な規定を定めている米国の会計基準設定の方法では、状況に応じた必要なガイドラインのアップデートが遅れることから、原則主義による財

務報告制度の採用を検討することにしたためであるとされている。⁹⁾

「2002年企業改革法」は短い時間の中で、急に成立した法律である。時間から言って、十分な検討を経たものとは言い難い。したがって、細則主義から原則主義への転換も熟考の末出された結論ではない可能性が高い。現時点で冷静に会計不信を生んだ会計制度上の問題を検討するとともに、原則主義への転換の必要性を再検討するならば、原則主義への転換以外に会計基準のあり方ないし会計基準設定方法の見直し・改善がありえたのではないかと思われる。

5 おわりに

FASB の回答自体には特に目新しい提案や、原則主義会計基準採用のための何らかの具体的な方法ないし提案がみられるわけではなかった。表現が違うものの、SEC 研究書と FASB の考えに大きな差はないということを確認したにすぎない。

SEC も FASB も、多数の例外や数値基準を伴う規則を改廃すべきとする点では一致しているものの、具体的にどの規則をどのようにすべきかということには言及してはいない。細則主義の対極に置かれる原則主義を徹底するならば、基本的な考えを示したシンプルな会計基準になると考えられるが、SEC も FASB もそのようなプリミティブな原則主義がうまくいくとは考えていないのだろう。

ただし、2002年企業改革法によって、原則主義への転換が示唆されている状況のもとでは、従来の会計基準をそのまま問題なしとして放置するわけにはいかなかったはずであり、かといって、徹底した原則主義への移行は非現実的である。そこで SEC が持ち出したのが目的指向型会計基準という曖昧なものなのではないだろうか。

FASB にしても、細則主義の会計基準が機能している領域よりも、指針がないか指針が機能していない領域に目を向けることが重要だと考えているのであるから、特に従来の会計基準を大きく転換しなければならぬような不都合を感じているとは思いたい。ただ、SEC から課題を投げかけられて、無視するわけにはいかない。そこで、SEC の研究報告書公表から1年たった時点で、こういう取り組みをしていますという報告をしたのだと考えられる。

もしも、FASB が原則主義への転換を最重要課題であると考えているならば、SEC の研究報告書が公表された後、速やかにコメントを公にしていたはずである。にもかかわらず、SEC の研究報告書が公表されてから1年後、2002年企業改革法成立から数えれば2年、この問題に対する関心が薄れかけ始めてようやく FASB がコメントを公表したわけである。このことを考えるならば、現実には原則主義への転換という大改革を行うよりも、従来の会計基準がもつ欠点を少しずつ見直していくことのほうに重きが置かれているのではないかと考えられる。

SEC も FASB も、多数の例外や数値基準を伴う規則を改廃すべきとする点では一致しており、この点を改善すべきであると考えているのであるから、多数の例外や数値基準を伴ういくつかの規則について、すでに具体的な見直しが行われていてもおかしくないはずである。むしろ、多数の例外や数値基準を伴う細則主義の会計基準を改めることが最重要課題であると考えているならば、FASB は何らかの具体的な見直しを始めていたはずである。もしかすると、多少の

見直しは必要であるとしても、おおよそ従来の会計基準に不都合はないと両者とも考えているかもしれない。やや乱暴な言い方ではあるが、大胆にいつてしまえば、米国会計関係者筋には原則主義移行を実現しようという強い意思はないとさえ考えられる。

むしろ、現実的な問題としては、米国会計基準と国際会計基準との統合をどのように図っていくのかということのほうが重要と考えられているのではないだろうか。つまり、従来の会計基準を見直すにしても、国際会計基準との統合問題を念頭に作業を行なわなければならないものの、決して国際会計基準の国内化だけで済むわけではない。米国基準よりも国際会計基準のほうが優位というわけではないからである。

SECは国際会計基準は理想的な原則主義基準ではないとはっきり述べている。SECによれば理想的な原則主義基準は適度な抽象さと詳細さをもちあわすものであり、それは原則主義と規則主義の中間をいくような基準とされる。SECはそれを「目的指向型」原則主義と名づけたわけであるが、この考え方からするとSECは国際会計基準は詳細さの面で不十分であると考えていると思われる。

そもそも、原則主義会計基準への移行が米国の会計基準設定にとって喫緊の課題であるかという、必ずしもそうとはいえないであろう。もちろん、米国の会計基準があまりに詳細で多くの例外規定があるということについては何らかの見直しが必要なのであろう。ただ、原則主義会計への転換の模索それ自体は、会計スキャンダルに起因する会計不信の声に対する鎮静剤としての意味合いが大きいと考えるべきなのではないだろうか。

では、そうであるとしても、なぜ会計不信が問題化したさい、対応策のひとつとして原則主義会計が浮上したのか、ということになるが、それは上述したように、エンロン破綻後の議会証言でそれまでの会計基準が複雑すぎるということが指摘されたためであろう。

仮に、2002年2月14日の議会でのRobert Herdmanの証言あるいは3月21日のHarvey Pittの証言が原則主義移行の火種となったのであればとしても、HerdmanやPittが原則主義への移行まで考えてそのような発言をしたのかどうかは定かではない。複雑多様化の一途を辿る米国会計基準に警鐘をならしたつもりかもしれない。実際、米国会計基準の複雑化は、遅かれ早かれ何がしかの再検討が必要とされるに至ったであろう。

一時、原則主義への転換は米国会計基準の大変革であるかのような論調もあったが、結局は、国際会計基準との統合を考える過程の中で、線引き基準をどうするのか再検討する、という形におちつくのではないだろうか。ただ、各方面から公表されていた規則や解釈指針、実施細則などの統合は「原則主義問題」が投げかけた重要な課題となるであろう。

注

- (1) Securities and Exchange Commission, Study Pursuant to Section 108(d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System. 以下、本稿では SEC 研究報告書という。
- (2) Financial Accounting Standards Board, Response to SEC Study on the Adoption of a Principles-Based Accounting System, 2004. 以下、本稿では FASB 「回答」という。
- (3) SEC 研究報告書の公表に先立つ2002年10月21日に、FASB はパブリックコメントを求めて「米国の会計基準設定における原則主義アプローチの提案」(Financial Accounting Standards Board, Proposal for a Principles-Based Approach to U.S. Accounting Standard Setting, 2002.) と題する報告書を公表していた。したがって、SEC 研究報告書自体も原則主義会計基準に対する FASB の見解を踏まえて公表されたものといえる。
- (4) W.C.Powers Jr., R.S.Troubh and H.S.Winokur Jr., Report of Investigation by the Special Committee of the Board of Directors of Enron Corporation, Feb. 1, 2002, <http://news.findlaw.com/hdocs/docs/enron/sicreport/sicreport020102.pdf>.
- (5) Testimony of Robert K. Herdman, Before the Subcommittee on Commerce, Trade and Consumer Protection, Committee on Energy and Commerce, U.S. House of Representatives, "Are Current Financial Accounting Standards Protecting Investors?" February 14, 2002.
- (6) この日の委員会で IASB チェアマンの David Tweedie は、国際会計基準の多くは米国の GAAP に類似しており、一連の会計概念を頼りに両者とも原則主義たらんと腐心してきたのであるが、全体として米国の GAAP はより具体的な規定をもち非常に多くの実施指針をもっている、ということ指摘している。Statement of Sir David Tweedie, before the Committee on Banking, Housing and Urban Affairs of the United States Senate, February 14, 2002.
- (7) Harvey L. Pitt, Testimony Concerning Accounting and Investor Protection Issues Raised by Enron and Other Public Companies, Before the Committee on Banking, Housing and Urban Affairs of the United States Senate, March 21, 2002.
- (8) Financial Standards Board, "FASB Focuses on Three New Projects-Revenue and Liability Recognition, Disclosure About Intangible Assets, and Codification and Simplification of Accounting Literature," News Release, January 14, 2002, <http://www.fasb.org/news/nr011402.shtml>.
- (9) Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs of US Senate, Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002; Report of the Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs, United States Senate, to Accompany S. 2673 together with Additional Views, June 26, 2002.